

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定に伴う
面会等の実施について

平素は、本県の障害福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在の感染状況や医療体制の現状を受け、11月25日、国の基本的対処方針を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添（下記1）のとおり改定しました。

施設等での面会については、地域における感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討や、直接面会を実施する場合の回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請するとともに、利用者の外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮した上での検討と実施時の感染防止対策の徹底を要請しております。

各施設等におかれましては、令和3年11月24日付け国事務連絡(下記2)を踏まえ、対面での面会の実施を検討いただくとともに、面会の際、ワクチン未接種等を理由に不当な扱いとならないよう留意し、ワクチン未接種の利用者等も交流が図れるよう検討いただくこと、生活や健康の維持のために必要な外出は制限すべきではないこと等に留意いただくようお願いいたします。

現在、県内の感染状況は落ち着いていますが、今後インフルエンザ流行の季節や年末年始を迎え、また、いわゆる「ブレイクスルー感染」も懸念される中、引き続き、感染再拡大に十分警戒していく必要があります。

県では、県看護協会や専門家の協力により「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」の動画や「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター」、感染予防のチェックリスト等を公開しています（下記3，4）。国事務連絡等も踏まえつつ、感染状況が落ち着いてるこの時期に、改めて取組を再確認いただくなど、気を緩めることなく引き続き感染防止対策を徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

記

- 1 本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

利用者

面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族のQOLを考慮することとし、具体的には地域における感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請する。

利用者の外泊・外出については、感染拡大防止の観点と利用者及び家族のQOLを考慮して検討することを要請する。外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

- 2 国事務連絡（社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000858423.pdf>
厚生労働省 HP（国事務連絡掲載箇所）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- 3 新型コロナウイルス関連のお知らせ（障害福祉サービス等事業者向け）
（新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター、感染予防のチェックリスト 等）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html>
- 4 兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」
<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>